

## 入札公告

下記の業務委託について、制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和 8 年 4 月 28 日

伊豆の国市長 山下 正行

### 記

#### 1-1 業務内容等

入札番号	第 40 号
業務名	令和 8 年度 急傾斜地対策事業 宗光寺横根急傾斜地他測量業務
業務箇所	伊豆の国市 宗光寺・守木 地内
業務概要等	・ 4 級基準点測量 N=15 点 ・ 4 級水準測量 L=0.4km ・ 現地測量 A=0.025km <sup>2</sup> ・ 横断測量 L=0.2km ・ 用地測量 A=35,000m <sup>2</sup>
期間	契約の日の翌日から令和 8 年 8 月 28 日まで
担当課	都市整備部 建設課

#### 1-2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、令和 4 年伊豆の国市告示第 205 号（伊豆の国市が発注する工事及び製造の請負、建設業関連業務の委託、物品の調達及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める件）による測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格（以下「測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格」という。）の認定を受けている者であって、次に掲げる条件のすべてを満たしていることについての確認を受けたものとする。

資格要件	左記の詳細
伊豆の国市測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の認定業種	伊豆の国市に測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格を有する業者であること。 伊豆の国市に競争入札参加資格を有し、伊豆の国市に当市の競争入札参加資格の認定を受けた本社又は営業所等を有する業者であること。
許可等の種類	建設コンサルタント登録規定第 2 条に基づく「測量業」の登録を有する業者であること。
右に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に	① 入札参加資格確認申請の時点において、3 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。

配置できること。	
その他の条件	入札公告「共通事項」8-1記載のとおり

## 2-1 入札参加資格確認申請書及び入札参加

### 資格確認資料の提出

入札に参加する者に必要な資格の確認を受ける者は、静岡県共同利用電子入札システムにより、次のとおり申請書及び資料を提出すること。

提出期間	公告日から令和8年5月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
受付時間	午前9時から午後5時まで。ただし受付最終日は午後4時までとする。
提出書類	<p>① 入札参加資格確認申請書（別添様式第1号）</p> <p>② 建設コンサルタントの登録通知の写し</p> <p>※①については、社印の押印は不要とする。</p> <p>※②について、電子ファイルの容量が3MBを超える場合は、提出期間中に市役所財務課契約室へ直接メールするか、財務課契約室窓口へ提出すること。</p> <p>財務課メールアドレス：<a href="mailto:zaimu@city.izunokuni.shizuoka.jp">zaimu@city.izunokuni.shizuoka.jp</a></p>

## 2-2 入札参加資格の確認通知書等

確認通知日	<p>令和8年5月14日</p> <p>入札に参加する者に必要な資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は静岡県共同利用電子入札システムにより通知する。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p>
-------	---

## 2-3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

理由の説明	<p>① 入札に参加する者に必要な資格がないとされた者は、通知日の翌日から7日以内に、書面により市長にその理由についての説明を求めることができる。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>① 前項の理由の請求について説明を求めた者に対し、説明要求最終日の翌日から5日以内に回答する。</p>
-------	---

## 3-1 設計書及び図面の縦覧

縦覧期間	公告日から入札日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後5時まで
縦覧場所	静岡県共同利用入札情報システム（PPI）に掲載する。

## 3-2 設計書及び図面に対する質問及び回答

受付期間	公告日の午前9時から令和8年5月26日の午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
受付方法	電子入札システムによる。
回答期間	公告日の午後1時から令和8年5月28日の午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
回答方法	電子入札システムによる。

## 4 入札書の提出

受付日時	令和8年6月2日から令和8年6月3日までとし、受付最終日は午後4時までとする。
------	---

提出方法	電子ファイルによる電送とする。
------	-----------------

5 入札の執行（開札）

入札執行日時	令和8年6月4日 午前10時00分
--------	-------------------

6 落札者の決定

落札者の決定	<p>① 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</p> <p>② 入札の結果、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合には、市長は、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</p> <p>③ 入札価格（消費税額及び地方消費税を含まない金額とする。）が最低制限価格に満たない価格をもって入札した者は、再度の入札に参加できないものとする。</p>
--------	---

7 その他

最低制限価格	有
入札保証金	不要
契約保証金	無
前払金（中間前払金含む）	有
部分払金	無

入札に関する問合せ先

〒410-2221 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1

伊豆の国市役所企画財政部財務課契約室 電話 055-948-1414

FAX 055-948-1426

Mail [zaimu@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:zaimu@city.izunokuni.shizuoka.jp)

入札公告「共通事項」

8-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

伊豆の国市における測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
伊豆の国市における測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告に記載）
入札参加申込書提出期限の日から落札決定までの期間に、伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成 18 年伊豆の国市訓令第 14 号）に基づく入札参加停止又は静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止の期間中でないこと。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な交際、関わり等があると認められないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

8-2 入札執行の方法等

入札の方法	<p>電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得た場合は入札書を持参して入札できる。</p> <p>&lt;電子入札システムによる場合&gt;</p> <p>電子入札システムにより入札書。</p> <p>&lt;持参による場合&gt;</p> <p>事前に発注機関の承認を得て、入札時に以下の書類を提出すること。</p> <p>入札書、委任状（代理人の場合）</p>
入札無効事項	<p>① 本業務の入札に参加するのに必要な資格のない者が行った入札</p> <p>② 本業務の入札に参加するのに必要な資格の確認の申請の際、虚偽の申請をした者が行った入札</p> <p>③ 伊豆の国市競争入札心得（平成 17 年伊豆の国市告示第 53 号）に規定する入札に関する条件に違反した入札</p> <p>④ 入札価格が最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、再度の入札に参加できない。</p>
不落随契	<p>再度の入札（2 回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格との差額が予定価格の 5% 以下であるときは、不落随契に移行する。その際、再度の入札（2 回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の 5% 以下であった最低価格提示者から見積書を徴する。</p>
その他注意事項	<p>① 郵送による入札は認めない。</p>

- |  |
|--|
| <p>② 持参による場合、入札書、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。<br/>なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。</p> <p>③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>④ 入札執行回数は、2回を限度とする。</p> <p>⑤ 入札に際し、伊豆の国市競争入札心得を熟読し、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>⑥ 談合情報があった場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは入札参加を拒否し、又は入札の延期、中止若しくは取消しをすることがある。</p> <p>⑦ 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>⑧ 提出された申請書及び資料は返却しない。</p> <p>⑨ 入札参加者は、伊豆の国市競争入札心得及び伊豆の国市公共事業電子入札運用基準を遵守すること。</p> |
|--|